第7回「紙業振興大会」開く

〝紙〟の重要性を周知徹底

県製紙工業試験場の落成もかねる

第七回静岡県〝紙業振興大会〟は来る三月二十三日から二十五日までの三日間にわたり、市立体育館で開かれます。この大会は、近代的な文化生活をおくるうえに、かかすことのできない「紙」の重要性をもう一度認識させるとともに、その周知徹底と普及をはかることを目的におこなわれるもので、時間は毎日午前九時から午後五時とされます。

最近における紙および紙製品は高度の技術や品質の向上などで日一日と新しい分野を開拓しています。吉原市における製紙業界も、昭和三十八年度においては前年を二十七億円うわまわる三百九十八億円もの生産額をあげています。

ところが、この実績のかげには貿易の自由化など、かずかずの試練、問題があったことを忘れてはなりません。ここで、貿易自由化ができる以前の製紙業はどうなっていたか、ふりかえってみましょう。

まず、日本に製紙が伝わってきたのは、今から六七〇年前の推古天皇の時代で、朝鮮から入ってきました。吉原市にも延喜元年に「駿河よの紙をつぐ」、また、このころ鎌倉幕府がつかった紙にも「駿河半紙」の四字がありました。そして、その産地は市内三日市といわれ、これが一般に知られるようになったのは鎌応年代（三六〇年前）とされています。また、この原料としてつかわれたミツマタは明治二年どろから計画的に栽培されるようになり、原田、吉永、須津、愛鷹に多く植栽されていました。

明治二十年には、今泉村に製紙教習所も創設され、その後吉原地区の製紙は立地、資源を軸に向上普及の度をはやめました。今泉村誌によると「明治四十四年十二月の現在工場数一〇、職工七〇人、年生産額五万円」と記録されています。

その後、出版ブームで業界は異常な黄金時代をむかえ、さらに吉原地区で考案された両面仙貨紙が好評をはくし、チリ紙などの出現によって、パルプ工業は一段と盛んになり、昭和三十七年十月に貿易自由化をむかえ現在にいたっています。

このように、時代の流れとともに紙の質もかわり、今では紙のもつ美しさ、清潔さ、簡素さはあわただしい近代人に新鮮さと快適性をあたえてくれます。

これら、紙の重要性を一般市民に知ってもらうことも含めておこなわれる紙業振興大会は、このほど新らしく市内伝法町前川原（弥生町）にできた静岡県製紙工業試験場の落成もかねておこなわれるものです。

会場には、紙カップ、ナプキン紙、タオルペーパー、温床紙、紙器、造花など約一、〇〇〇点が展示され、中日の二十四日には〝紙の文化生活展大会〟が午後二時から午後四時三十分まで市民会館で開かれます。みなさんも多数出席しましょう。

写真はできあがったポスター

療養手当などを支給

優遇される戦争の負傷者

戦争中の軍務によって負傷したり、病気になった人のために政府では昭和三十八年十一月一日から戦傷病者特別援護法を施行しました。これには、①戦傷病者手帳の交付（昭和三十九年十月三十一日までは、認定票がこれにかわります）②療養の給付（指定病院で治療）③療養手当の支給（自宅療養の場合）④葬祭費の支給（療養の給付中になくなった場合）⑤更生医療の給付（指定病院で機能回復訓練）⑥補装具の支給および修理　⑦国立保養所への収容（伊東市にある国立保養所での機能回復訓練）⑧日本国有鉄道および連絡船の無賃取り扱い、などがあります。

これを受けられる人は次のとおりです。

◇旧軍人、軍関係の学生や見習士官など
◇文官、警察の職員だった人
◇軍の有給嘱託員、雇員、傭人、工員、鉱員だった人
◇国家総動員法による船舶運営会の船乗だった人
◇国家総動員法による徴用者または総動員業務の協力者
◇国民義勇隊の隊員
◇満州開拓青年義勇隊の隊員
◇昭和二十年九月二日以後ひきつづき海外にあって帰還するまでに負傷、疾病で厚生大臣のみとめた人

このような人は福祉事務所に戦傷病者認定票の申請手続をしてください。それには次の書類が必要となります。

①住民抄本
②写真二枚（一年以内に撮影したもので正面上半身で無帽なもの）
③廃給証明、傷病恩給、保管証明書などの写し）
④証書などを所持している人は、この外に履歴書、公務上の傷病であるという証拠書類、症状経過書、傷病状態について医師の診断書も必要です。

危険シーズン目の前

（家庭）温く悩みほぐす指導を

（地域）問題発生防止運動を展開

こどもたちにとってもっとも大切な三学期もあますところ二十日うすぐそこまできています。

しかし、この三月の休みが、こどもにとって一番危険なことを忘れてはなりません。

気候も和らぎ、学年のひとくぎりとして宿題からも開放されるなど、こどもたちもついはめをはずしがちになります。なかでも最終学年にあるこどもにとっては、進学や就職の問題がからみ、当人はもちろん親としても非常に心配なことでしょう。こういうときはこどもの立場になって相談にものり、むりな要求はしないで温かくいたわりながら指導することが大切です。

三月は、問題発生防止月間でもあります。次のことは十分に守り可愛いこどもさんを悪の手から守りましょう。

（1）どんな小さな問題でも、軽く考えないで問題の探究をはかりハッキリした処置をとる。
（2）こどもの持ち物にはいつも注意して、親の知らないものがあったら気をつける。
（3）知らない友達が、たびたび遊びにくる様になったら注意する。
（4）学校と家庭、地域社会および福祉事務所とのつながりを強くする。
（5）親として、こどもの毎日の行動を愛の眼でみまもる

集団事件の発生や学年末の事故は、各家庭の温かいおもいやり一つで未然に防ぐことができるのです。しかし、世の親たるものすべてが、自分のこども可愛さのあまり、こどもの立場も考えないで、むりな要求をしたり、じれったさのあまりぐちをこぼすなど、知らない間にこどもの〝反抗心〟を養成しているのです。これではかえってひねくれてしまいます。こどもの自尊心を傷つけることのないよう十分に注意しましょう。

◇中学生

心身の発達がめざましく、しかも、そのバランスがとれないという動揺のはげしい、問題の多いときです。一、二年には不得意な教科の学習に一段と努力するように自覚させ、三年生では進学や就職のため、不安あせりで反抗的となりやすいため、過重な期待や負担をかけないようにしましょう。

◇高校生

自分のことも社会の自覚力がいよいよ注意したいものです。

また、春休みの活用としてこんなことを実行してみましょう。

◇小学生

一年間をふりかえり、そのとりまとめや整理をしましょう。中高校生とちがい、自主性のとぼしいときですから、この休みを利用して、勉強や生活の面でどんなところに努力点をおいたらよいのか、こどもと語し合って、能力にあった目標をみつけ、努力するように励ますことが必要です